

たすけあいサービス（サービスB）の紹介



- ▶ 柏市社会福祉協議会HPでたすけあいサービス最新情報をご参照いただけます。
- ▶ 「たすけあいサービス団体等一覧」
活動するエリア（市内全域・複数のコミュニティエリアで活動する団体、コミュニティエリア、町会エリアで活動する団体）毎に支援内容、利用要件を一覧にまとめています。
- ▶ 「地域のささえあい・たすけあい」
柏市非営利団体連絡会で活動する団体それぞれの詳細な支援内容を掲載しています。

1 たすけあいサービスでは、どのような内容の支援を、いくらくらいで利用できますか？

▶ 広いエリアで活動する団体

1時間1000円前後。コミュニティエリアを超えて活動する団体は、18（R1.7月現在）あります。

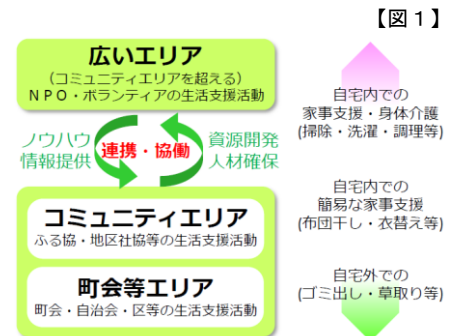
自宅内での家事支援以外にも身体介護や外出の付添い等の他に、日用大工や医療依存度の高い方のケア等、得意とする分野で多様な活動を展開している団体もあります。

冊子「地域のささえあいたすけあい」には、より詳しい活動内容が記載されています。社会福祉協議会 生活支援体制整備事業HPからダウンロードできます。

▶ コミュニティエリア・町会等エリアで活動する団体

ゴミだし1回100円前後、草取りなど1時間500円前後。

コミュニティエリアで活動する団体は17、町会等のエリアで活動する団体は32（R1.7月現在）あります。ゴミ出しから始めようと、新たな活動が立ち上がっています。支援内容や料金は団体によって異なります。



気を付けたいポイント

(1) 対象について

一覧表を見て、元気な方から、民間事業所に頼むよりも安いからとの理由で、団体に問い合わせが入ることがありますが、価格設定の背景には、活動者の方々がおたがいさまの気持ちを背景に、困っている方に低価格で支援をするために活動費を抑えているということがあります。お元気な方はお断りすることもあります。できることは自分や家族で行うという考え方は、基本的には介護保険と同じです。

(2) 内容について

団体の考え方により多様な活動内容が展開されています。介護保険でできない支援内容がたすけあい活動では可能になるということもありますが、同居家族の共有部分内容によってはお断りすることもあります。

2 保険制度のサービスとたすけあいサービスの対象者や手続きの違いは？

新総合事業の訪問型サービスの類型についておさらいしたうえで、訪問介護相当サービス、生活支援サービス[サービスA]と、たすけあいサービス[サービスB]の違いについてご説明します。

▶ 訪問介護相当サービス、生活支援サービス[サービスA]

平成28年2月から新総合事業が始まり、介護予防・生活支援サービスが始まりました。

(1) 対象となる方

- ① 要支援認定を受けている方
- ② 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方

(2) 手続き

ケアプランを作成、介護保険請求手続き等が必要。

▶ たすけあいサービス [サービスB]

(1) 対象となる方

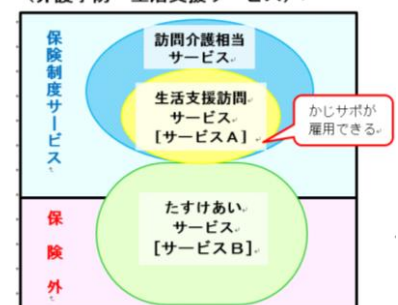
たすけあいサービスは、介護保険の対象に限定されません。それぞれの団体が活動内容を設定しています。団体によっては、困りごとを抱えた高齢者や障害をお持ちの方、産前産後のお母さんなども対象としているところもあります。

(2) 手続き

たすけあい団体との直接のやりとりによる利用手続きになります。

コーディネーターが窓口となり、アセスメントしたうえで調整します。介護保険請求手続き等は発生しませんが、たすけあいサービスを含め、重層的に支援に関わっている方がいることを、関係機関で共有するために、ケアプランの中に位置付けていただくことをお勧めします。

●訪問型サービスの類型 (介護予防・生活支援サービス) 【図2】



3 たすけあいサービス活用までの流れは？

(1) 利用者への「たすけあいサービス」についての説明と相談

- ①利用者に介護保険サービスとたすけあいサービスの違い（1p参照）を説明する。
- ②予め団体へ問い合わせることについて利用者の同意をとりましょう。
- ③利用者自身、又は家族から申込みをする場合は、後日担当ケアマネからたすけあい団体へ連絡をとってもよいか確認してください。
- ④介護支援専門員が申込みを代行する場合は、予めたすけあい団体に伝えておく必要がある情報を確認しておいてください。

(2) たすけあい団体コーディネーターへの相談

- ①たすけあい団体コーディネーターへ、利用者の情報（協会員が支援する上で留意すべき点）を説明したうえで、申込みについて相談する。
- ②たすけあい団体コーディネーターは、利用者の希望する支援内容が、活動の範囲に入るか、協力できる方がいるかを相談する。
- ③活動開始まで、どれくらいかかりそうかを確認する。

(3) 活動の開始

- ①たすけあい団体コーディネーターは、利用者のお宅に訪問し、ご本人の状況、必要な支援の内容を確認し、入会の手続きを進めます。
- ②コーディネーターは、登録している協会員から、利用者の希望にあった日時で活動できる方を探します。
- ③活動の開始にあたって、スムーズに活動が開始できるように利用者と協会員の顔合わせを行います。

(4) 重層的に連携し支援を進める（たすけあい団体へのサービス担当者会議への参加依頼も可能）

- ①たすけあい団体のサービス担当者会議への参加は、次のようなことから重層的な連携のきっかけとして期待できます。
 - ▶ たすけあい団体は身近なやり取りが利用者の心身の状況把握に貴重な情報源
 - ▶ 利用者に関わるサービス事業者と「たすけあいサービス」との情報共有で支援の分担を見直すことができる
 - ▶ 新しい支援を作る可能性も持っている
- ②たすけあい団体にサービス担当者会議への参加依頼をする前に、必ず利用者への同意をとりましょう。特に、取扱いを注意すべき個人情報を確認してください。
- ③たすけあい団体にサービス担当者会議の趣旨、参加依頼をする目的を伝え、参加の意向を確認してください。状況によっては、たすけあい団体が、サービス担当者会議へ不参加と判断する場合があります。
- ④会議後、参加者には秘密を保持することを確認してください。

(5) 利用者からの「たすけあいサービス」に対する苦情があった時に

- ①まずは「たすけあいサービス」の連絡・調整を行っているコーディネーターに相談してください。
- ②サービスの改善が見られない場合や対応に不満がある場合などは、市社会福祉協議会生活支援体制整備担当・市にご相談ください。

4 支えあいを進めるために柏市ではどんな取り組みがされていますか？

柏市ではコミュニティエリアごとに地域支えあい推進員を配置し支えあい会議を開き、地域の実情にあった推進方法について話し合っています。

柏市介護支援専門員協議会にケアマネの参加者の推薦について御協力をいただいています。

話し合う内容は、「高齢者はどんな困りごとを抱えているのか？」「今後、私達の地域に必要な支えあい活動は？」「各団体の持ち味を出しあうためには？」等です。メンバーは固定せず、内容によりその活動に関わる方で集まります。

【図3】



5 たすけあいサービスと介護保険サービスと一緒に生活を支えた事例を紹介します



Aさん

79歳 女性

要支援2、杖歩行、うつ傾向のある58歳の息子と同居

- ① 入浴の際、足先や背部の洗身が困難、浴槽への跨ぎも不安
- ② 掃除が困難になった（掃除はもともとの役割としてAさんが担っていた）
- ③ ゴミ捨てもゴミを持って収集所へ行くことが困難になった
- ④ かかりつけ医は近くの総合病院、歩いて行けるが、不安を感じるようになった



ケアマネ

- ① デイサービスをいくつか見学し、週2回、入浴、筋力低下予防のための運動メニューを利用することとなりました
- ② 介護保険の指定事業である訪問介護へ相談するも、Aさん宅は居間とAさんの部屋、息子の部屋の3つであり、共用部分が多く、Aさんの部屋しか掃除ができないと言われました。
- ③ ゴミ捨ては、所要時間が短く、ヘルパー事業所にその後の時間に入浴サービスを付けることも提案されたが、朝は血圧が高めで断念しました
- ④ 通院は一連の所要時間を確認すると、病院までの移動の介助が10分、待ち時間が40分、会計が5分、帰宅が10分であり、待ち時間が大部分を占めていました。通院については、息子さんに付き添ってもらえるようお願いすることにしました。

Aさんは筋力をつける必要性を感じており、火、木曜日10時～15時デイサービスで、運動メニューに意欲的に取り組んでおられます。



デイサービス職員



コーディネーター

月、金曜日にゴミだしの支援、水曜日に掃除に協力会員がいけるよう調整しました。訪問する協力会員さんとは、毎週顔を合わせるうちに、Aさんとも息子さんともゆつくりと良い関係になれてきたようです。会話も楽しめるようになり、息子さんとは、やがて、一緒に掃除をするようになりました。今回のように、「ケアマネからケアプランをもらえると、自分達の活動以外にどのような方々が関わっているのか分かるし、お互い連携が取りやすいですね。

私もできることはやるように意識するようになりました。通院の付添いでは、自分が都合の悪いときには、協力会員さんに代わってもらえると安心です。



家族



ケアマネ

Aさんは普段から信頼関係を築いた方が支援に来てくれることもあり、普段の生活の安心感につながりました。また、たすけあいサービスのコーディネーターさんから体調面で不安があるときなどは、連絡をもらえるようになり、デイサービスの入浴前の体調チェックで不安な点を看護師に確認できるようになりました。



コーディネーター

今回、本人や同居家族の状況について事前にケアマネから相談を受けていたので、協力会員さんを調整する際に息子さんへの気配りを十分お願いでき、円滑に支援につながりました。「以前、ケアマネの依頼で、新規登録の調査のため訪問したところ、認知症で説明しても理解が難しく第一印象が悪くなってしまったことがありました。事前に状況を教えていただくか、家族やケアマネに同席をして欲しかった」ということがありました。



ケアマネ

利用者の生活を支えるために、お互いにとって、気持ち良い連携関係を築いていきたいですね。

柏市介護支援専門員協議会

会員情報紙 ケアマネ助っ人 Vol. 35 から抜粋